

建管第1253号
令和3年(2021年)1月5日

建設業者団体の長 様

北海道建設部長

「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正等について

日頃から本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、令和2年(2020年)12月23日に公布された「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により、建設業法施行規則等が一部改正され、建設業等の許可申請等に関し、押印が不要となりました。

また、これを踏まえ、建設業許可事務ガイドラインが一部改正されましたのでお知らせします。

つきましては、これらについて貴団体の会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、建設部建設管理課のホームページにおいて、お知らせしていただきますことを申し添えます。

記

○道庁建設部建設管理課のホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/osirase.htm>

(建設政策局建設管理課建設業係)